

恵庭市タブレットパソコン家庭活用ガイドライン（令和5年度作成）

1. 目的

国のGIGAスクール構想に基づき整備されたタブレットパソコンを、家庭での自宅学習で、児童生徒が安心・安全して活用できることを目的としています。

2. 必要な物品

家庭での学習を行うためには、原則、タブレットパソコンとインターネット接続ができる回線が必要となります。

3. 物品における注意事項

- ①タブレットパソコン（Chromebook）を貸し出します。
ログインをするには、Google アカウントとパスワードが必要です。（児童生徒に配付したQRコードもしくはアカウントとパスワードを使用してください。）
- ②インターネット接続ができる無線 Wi-Fi 回線は、ご家庭で用意してください。
 - ・タブレットパソコンと無線 Wi-Fi 回線の接続は、保護者の方をお願いします。
 - ・無線 Wi-Fi 回線の通信料や充電にかかる費用等については、ご家庭でご負担いただきます。

4. 利用における注意事項

利用にあたっては、以下のことを厳守ください。

- ① 端末の近くでの飲食はしないでください。（端末への影響）
- ② QRコード又はアカウント及びパスワードは、他人に教えないでください。あくまでも児童生徒の学習のために使用します。紛失した場合は、学校へご連絡ください。
- ③ 充電器は持ち帰りません。充電が必要になった場合は、ご自宅にあるUSB Type-Cの充電器をご使用ください。ACアダプターの種類によっては、電力の供給量により、起動しながらの充電ができなかったり、時間がかかったりすることがありますので、使用していないときに充電することをおすすめします。
（純正のACアダプターの電力は45Wです。）
- ④ 端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難にご注意ください。
※破損の場合、翌日学校に持たせてください。修理の間は、予備のタブレットパソコンを貸し出します。破損等の状況によっては、ご家庭に負担をいただく場合があります。
※紛失の場合、学校が開いている時間帯は学校に、学校が閉じている時間帯や休日は市教委（教育総務課 0123-33-3131）に連絡してください。
※盗難等の被害があった際には、警察に届け出、証明を受けてください。紛失時と同様に学校もしくは市教委への連絡もお願いします
- ⑤ USBメモリなどの外部装置・周辺機器への接続及び利用は禁止します。
- ⑥ **GooglePlay の利用や Android アプリの利用は禁止**します。
- ⑦ 学習に関係のないサイトへの閲覧・利用、写真・動画の配信は禁止します。
※市教委でログをすべて管理しています。
- ⑧ 学校などへのシステムを調べたり破ったりする行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷などは禁止します。